

第 6 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年6月3日(月)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	欠
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	欠
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 6番 力武 正光

10番 前田 節朗

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	岩野江利子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第30号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第31号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第32号	農地法第3条の申請について	(3件)
議案 第33号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 6件) (農地中間管理事業 1件) (公社からの買受 2件)	
議案 第34号	農用地利用配分計画の承認について	(1件)
議案 第35号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)
議案 第36号	令和元年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(539件)

8. 報告事項

報告 第11号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の欠席者は2名 11番 岸本委員と12番 相良委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は6番 力武 委員、10番 前田 委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第30号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号 農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 農地中間管理事業</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 公社からの買受</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号 農用地利用配分計画の承認について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第30号 農地法第5条の申請について	2件	議案第31号 農地法第4条の申請について	1件	議案第32号 農地法第3条の申請について	3件	議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について		利用権設定 通年	6件	農地中間管理事業	1件	公社からの買受	2件	議案第34号 農用地利用配分計画の承認について	1件	議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について		議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について		報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について	3件
議案第30号 農地法第5条の申請について	2件																						
議案第31号 農地法第4条の申請について	1件																						
議案第32号 農地法第3条の申請について	3件																						
議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																							
利用権設定 通年	6件																						
農地中間管理事業	1件																						
公社からの買受	2件																						
議案第34号 農用地利用配分計画の承認について	1件																						
議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について																							
議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について																							
報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について	3件																						

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、22番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi鉄道の駅、船舶の発着場から概ね300m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)許可し得</p>

事務局	<p>るに該当します。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の申請については、以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、5条21番については、担当委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>担当委員が欠席のため、事務局よりご説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備の設置の申請です。区長、生産組合長の承諾印もあり、担当委員も確認されております。事務局で現地確認をしまして現在は耕作されていない状況でした。雨水は自然浸透させるとのことです。日照についても問題はなく、周辺の農地には影響はないと判断いたしました。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、22番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>太陽光発電をしたいと申請に見えました。申請地は以前から耕作はされていません。雨水は自然浸透と申請地内に一部排水路を整備され道路側溝へ繋がれます。区長、生産組合長の承諾印もありました。私も現地を確認して印を押しました。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第30号 農地法第5条の申請2件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第31号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p>

事務局	<p>議案の2ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が作業小屋及び展示場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii県庁、市役所、又は町役場から概ね300m以内の農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第31号 農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請地は以前、嵩上げをされておりまして、その時、形質変更届を出されておりまして、今回はここに申請者が農耕機の販売と修理を行う事業を計画されておりまして、区長、生産組合長の印もありました。地区の常会でも報告をされ了解を得たということです。そのため私も印鑑を押しております。宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
16番委員	<p>申請者はコンバインを5台とか、バックホウとかこんなに機械を持っていないと思うんですが。</p>
事務局	<p>今から農耕機の中古を販売する展示場にするということです。</p>

議長	<p>他に御意見、御質問はありませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>それでは議案第31号 農地法第4条の申請に1件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 農地法第3条の申請3件について御説明します。議案は3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第32号 農地法第3条の申請3件についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第32号 農地法第3条の申請について審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第32号 農地法第3条の申請については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。議案の 4 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 6 名、貸付人が 6 名で、面積は、田が 26,466 m²、畑が 5,832 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 5～9 ページに掲げております。</p> <p>議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上 6 件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 6 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 6 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 3 3 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 1 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 10 ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を 11 ページに掲げております。農業公社への利用権設定の貸付となっております、面積は畑が 2,007 m²、貸付人は 1 名となっております。期間については 10 年となっております。</p>

事務局	<p>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件についてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受についてご説明いたします。</p> <p>まず、議案の訂正があります。12ページの表題が「公社への売渡」となっていますが、正しくは「公社からの買受」です。訂正をお願いします。申し訳ありません。</p> <p>議案は12ページの1番になります。</p> <p>こちらは5月の委員会で農業公社へ売渡をした案件について買い手が決まりましたので、今回公社から買手への所有権移転を行う内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の13ページの明細書に記載しております。</p> <p>続きまして2番になります。</p> <p>こちらでも5月の委員会で農業公社へ売渡をした案件について買い手が決まりましたので、今回公社から買手への所有権移転を行</p>

事務局	<p>う内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の13ページの明細書に記載しております。</p> <p>今回合わせまして2件、田1筆、畑1筆、面積につきましては田が5,919㎡、畑が2,076㎡合わせて7,995㎡となっております。</p> <p>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第33号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受については承認を頂きましたので、書類を佐賀県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第34号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 農用地利用配分計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>議案は14ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から意見を求められたので、この案を提出することとなっております。先ほど、農業公社への利用権設定を行ったものを、借受者1名が借受けることとなっております。詳細は、15ページに載せております。</p>

事務局	議案第34号 農用地利用配分計画の承認については以上1件です。
議長	<p>議案第34号 農用地利用配分計画の承認について、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第34号 農用地利用配分計画の承認については、承認をいただきました。</p> <p>続きまして、議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は16ページ～21ページになります。</p> <p>毎年、農業委員会事務の実施状況の公表を市HPで行うようになっております。そのため平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成しております。</p> <p>まずは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から説明いたします。これは、昨年6月に掲げた平成30年度目標達成に向けた活動計画に対しての点検・評価となりますので、各項目にあります、「現状及び課題」の数値は、計画時点に使用した平成30年4月の数値です。</p> <p>16ページの左です。</p> <p>I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)についてです。</p>

事務局	<p>1 農業の概要ですが、昨年の計画時点の内容です。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制です。</p> <p>新制度に基づく農業委員会を平成29年7月20日から令和2年7月19日までの3年間とし、14名の委員で構成しています。</p> <p>16ページの右です。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年の計画時点の内容です。</p> <p>2 平成30年度の目標及び実績です。</p> <p>集積目標①を、1,113haとしておりましたが、集積実績②は1,051haであり、達成状況は94.4%となっており、うち新規実績は、11.1haでした。</p> <p>上の表の1現状と課題にあります、平成30年4月時点のこれまでの集積面積は、1,058haありましたが、現時点の集積実績②では1,051haと減少しています。この数字は、認定農業者等の担い手への集積とされているため、新しく認定農業者になる方もいますが、高齢化等により認定農業者の更新をされない方もいるため、集積面積が減ってきています。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動 4 目標及び活動に対する評価の記載内容をご確認ください。</p> <p>続きまして17ページの左側です。</p> <p>III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年の計画時点の内容です。</p> <p>2 平成30年度の目標及び実績です。</p> <p>参入目標①の2経営体に対して、参入実績②は1経営体で目標を達成しておりません。また、参入目標面積③を1.0haに対して、参入実施面積④が0.1haとこれも達成していません。</p>
-----	--

事務局	<p>3 目標の達成に向けた活動としては、新規就農者、親元就農や法人就農者への情報提供は行えています。しかし、新規参入者に対しては農地取得のための情報提供等を行なっているものの経営のための資金確保が難しいようで、新規参入につながっていません。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価は記載内容をご確認ください。</p> <p>17ページの右です。</p> <p>IV 遊休農地に関する措置に関する評価です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年計画時点の内容です。</p> <p>2 平成30年度の目標及び実績です。</p> <p>解消目標①を12haとしておりましたが、解消実績②は8.6haと達成状況は71.6%にとどまりました。</p> <p>3 2の目標達成に向けた活動ですが、この表の下半分に活動実績を記載しております。夏に農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで行いました、利用状況調査いわゆる農地パトロールですが、そちらで確認した遊休農地が、92筆、9.2haの農地に対して利用意向調査を行いました。この利用意向調査につきまして、自作すると回答があったものは、この夏にパトロールで確認を行います。また、農地中間管理機構を利用すると回答があった農地は佐賀県農業公社に提出しましたが借り手がなく、なかなか難しい状況です。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価は記載内容をご確認ください。</p> <p>18ページの左側です。</p> <p>V 違反転用への適正な対応です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年計画時点の内容です。</p> <p>2 平成30年度実績です。</p> <p>実績①は3.6haあり、農地転用において始末書案件となって</p>
-----	--

事務局	<p>おります。</p> <p>3 活動計画・実績及び評価は記載内容をご確認ください。</p> <p>18 ページの右側です。</p> <p>VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検</p> <p>1 農地法第3条に基づく許可事務ですが、処理件数は80件、不許可はありません。平均処理期間は平均28日となっております。</p> <p>2 農地転用に関する事務ですが、4条、5条合わせまして1年間の処理件数は92件、すべて許可案件となっております。平均処理期間21日で処理されております。</p> <p>ちなみに平成29年度の処理件数は66件で平成30年度は約1.4倍と転用申請が増えています。農業委員さんには確認にご苦労をかけました。</p> <p>19 ページの左側です。</p> <p>3 農地所有適格法人からの報告への対応です。</p> <p>3月末時点で5法人があり、全て報告書等の提出があっております。</p> <p>4 情報の提供等です。</p> <p>一番上、賃借料情報の調査・提供ですが、263件を調査しております。平均額等の賃借料情報は、事務局または市ホームページで公開しております。</p> <p>真ん中、農地の権利移動等の状況把握ですが、昨年度1年間農地の権利移動はあわせて881筆となっております。</p> <p>ちなみに平成29年度の処理件数は1,349筆でかなり減少しています。</p> <p>一番下の農地基本台帳の整備ですが、農業委員会で管理している農地データは、平成30年4月時点で4,739haあり、これ</p>
-----	--

事務局	<p>を毎月データ更新を行っております。</p> <p>19ページの右です。</p> <p>VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当はありませんでした。</p> <p>VIII 事務の実施状況の公表等です。</p> <p>1 総会等の議事録につきましては、ホームページに公表しており、農業委員会事務局、本庁市民サービス係、市民図書館で閲覧可能となっております。</p> <p>2 農地利用等最適化推進施策の改善についての意見書の提出はありませんでした。</p> <p>3 活動計画の点検・評価の公表ですが今、私が読み上げているものですが、これを6月末までに市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>以上が平成30年度の活動の点検・評価となっております。</p> <p>続きまして20ページをご覧ください。</p> <p>これからは、令和元年度の目標及び達成に向けた活動計画となります。</p> <p>20ページの左です。</p> <p>I 農業委員会の状況（平成31年4月1日現在）です。</p> <p>1 農家・農地等の概要につきましては、1番上段の左と真ん中の2つの表、農家数（戸）と農業者数（人）につきましては、2015農林業センサスの数値を使用しているため昨年と変更ありません。</p> <p>右の経営数（経営）については農業委員会調べとなっておりますが、数値につきましては市農業振興課より数値をいただいております。</p>
-----	--

事務局	<p>ます。</p> <p>16ページの平成30年4月1日時点と比較しますと、増減はありましたが前年と同じです。</p> <p>中段の表、農地面積等ですが、</p> <p>1段目、耕地面積については、農林水産省の耕地及び作付面積統計による数値を掲げております。田が2,700ha、畑が829ha、計3,530ha（前年に比べ60ha減）となっております。</p> <p>2段目、経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づき記入をするようになっておりますので、昨年と変更ありません。</p> <p>3段目、遊休農地面積は、利用状況調査を行い把握している数値です。田が20ha、畑23ha、計43ha（前年度に比べ1ha増）となっております。</p> <p>4段目、農地台帳面積は、農業委員会が管理しております農地台帳面積を用いています。田2,933ha、畑1,715ha、計4,648ha（前年度に比べ91ha減）です。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制につきましては、先程ご説明した通りです。</p> <p>20ページの右です。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>これまでの集積面積は1,051ha、集積率は29.7%です。課題としましては、やはり伊万里市は中山間地域の農地の集約が難しいと考えております。</p> <p>2 令和元年度の目標及び活動計画ですが、伊万里市農業委員会の指針を策定しています。それに基づき、令和元年度末の集積率を32%としているため、管内農地面積3,530haの32%</p>
-----	--

事務局

である1, 130haを集積面積として掲げております。
新規集積面積につきましては、目標の1, 130haから、これまでの集積面積1, 051haとの差で79haとしています。
活動計画としましては現在集積している面積を減少させないように、利用権期間満了の農地については、再設定や農地中山間管理事業への切り替えに取り組み、新規の集積・集約についても推進してまいります。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題です。

昨年度は1経営体、0.1haの農地取得でした。

課題としては、新規就農者はいるものの、新規参入となると難しいため、農地や経営の情報提供に努め独立や新規参入を県やJAとともに支援していきたいと考えております。

2 令和元年度の目標及び活動計画については、伊万里市農業委員会の指針に基づき、毎年参入目標数2経営体・参入目標面積1.0haとしております。

また、活動計画ですが、先に述べましたが新規参入者への農地の確保が必要ですので、県や関係機関と作る新規就農相談会において、情報提供等のバックアップ体制に努め、新規参入者の確保により一層取り組んでまいります。

21ページです。

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題です。

管内の農地面積(A)の3,573ha、これは、20ページの耕地面積3,530haと遊休農地面積43haの合計面積です。この農地面積(A)のうち、遊休農地面積(B)が43haありますので、割合の遊休農地率は1.2%となっています。

事務局	<p>課題としては、高齢化による労働力の不足と中山間による条件不利地の耕作放棄が増加しているものと考えております。</p> <p>2 令和元年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積につきましては、平成30年度の活動の点検・評価の17ページ右の中ほどに記載しています、農地の利用意向調査の調査面積9.2haを解消していこうということであげている次第です。また、農地の利用状況調査ですが、今年度も夏に実施いたします。調査実施時期につきましては、準備期間を含め4月～9月まで、調査結果取りまとめを10月～11月、利用意向調査を11月末から実施し、調査結果の取りまとめを1月～3月と考えております。</p> <p>V 違反転用への適正な対応</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>違反転用を事前に把握しているものはありませんので、違反転用面積は0.0haとしています。</p> <p>課題としては、転用は、農地法の規制対象になると知らない方がまだいらっしゃいますので、周知を図っていかねばならないと思っております。</p> <p>2 令和元年度の活動計画としましては、農地パトロールや事務局が行います転用の確認の際に、違反転用を発見次第、その都度、届出を行うよう指導を行い、農地の無断転用や目的外使用については、届出が必要であると周知して参りたいと考えております。以上が令和元年度の活動計画です。</p> <p>これからも農地集積や新規参入者の確保を推進するため、農地集積をする担い手の確保や新規参入者への農地確保など農業委員さんのご協力が必要ですのでお力添えをお願いします。</p> <p>平成30年度の活動の点検・評価及び令和元年度の活動計画とも</p>
-----	--

事務局	<p>に、この委員会で承諾を得て、県に報告し、6月中に市HPに掲載し、農政局へも報告をいたします。</p> <p>説明については、以上です。</p>
議長	<p>議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第35号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明します。</p> <p>4月25日付で送付しました「非農地判断に係る事前のお知らせ」の内、回答期限5月22日までに農地で管理をしていくとの連絡があった農地を除く、539筆、376,909.84㎡を上程しております。</p> <p>議決後、非農地通知書を発送いたします。</p> <p>議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第36号 令和元年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項</p>

議長	<p>に移ります。</p> <p>報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は31ページを御覧ください。</p> <p>18番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方へ貸借となっており、本議案に上程しています。</p> <p>19番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は贈与となっており、本議案に上程をしています。</p> <p>20番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用の予定となっています。</p> <p>報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議長 ⑩

令和 年 月 日

6 番 ⑩

令和 年 月 日

10 番 ⑩